

医療助成受給者証が更新されました

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭等の児童と親または養育者、乳幼児等(18歳到達年度末)までのお子さまについては、病気やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます(世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります)。

【受給方法】

この助成を受けるためには、町から交付される「医療費受給者証」を医療機関を受診する際、保険証と一緒に提示しなければなりません。

助成対象となる方には、8

月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はございませんので、そのままお使いください。

また、助成対象になると思われる方で、「医療費受給者証」が届いていない方については、下記までお問い合わせください。

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係
熊石総合支所

住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112



交通事故などが原因で病院を受診するときには、第三者行為について

【第三者行為でケガをした！こんな時は？】

交通事故や傷害事件など他人(第三者)の行為によってケガをした場合でも、国保・後期高齢者医療の保険証で病院を受診することができます。小さな交通事故などでも必ず、警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。単独の交通事故など相手のいない場合も同様です。

【医療費は相手が負担？】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合、その医療費は、自分に過失のない限り、原則、相手が全額負担することとなります(実際には相手の加入している損害保険会社)。そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

また、事故の際に、相手の身元確認を怠ると、後から思わぬ後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができません。

い場合がありますので、必ず、身元の確認をするようにしてください。

【仕事中のケガは？】

仕事中の交通事故によるケガ(通勤途中を含む)の場合には、労災保険が適用されることとなり、保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従って病院を受診してください。

【注意！示談は慎重に】

示談をするということは、相手に対して、今後、一切の損害賠償請求権を放棄するということです。示談をしてしまったら、その後当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意ください。示談する前には、事前に国保担当へ相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

八雲町国民健康保険健康づくり推進事業水中運動教室中止のお知らせ

本教室は、国民健康保険加入者を含む全町民の方を対象に温水プール施設を有効活用し、健康づくりへの関心を高め、生活習慣の改善やメタボリックシンドロームの予防に役立てていただくことを目的に毎年開催していますが、今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止することとなりましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

